

次の宅地建物取引業者（以下「業者」という。）について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定によつて、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によつて、当該業者の免許を取り消す。

令和八年二月二日

広島県人事 横 田 美 香

商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	宅 地 建 物 取 引 業 者 名 簿 に 登 載 さ れ て い る 事 務 所 の 所 在 地
有限会社光工芸	平尾 雅治	広島市南区出島一丁目一六番三号
株式会社一里塚	宇都宮 章臣	広島市佐伯区千同二丁目一番五四号
株式会社B E C	平野 正己	福山市霞町二丁目五番一号